

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第436号)

平成18年2月9日

横 情 審 答 申 第 436 号

平 成 18 年 2 月 9 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成17年8月22日教教労第280号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「平成16年度職務専念義務免除等承認簿（〇〇〇〇教諭分）」の一部開  
示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「平成16年度職務専念義務免除等承認簿（〇〇〇〇教諭分）」を一部開示とした決定のうち、10月12日から10月13日までに係る事由欄を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成16年度職務専念義務免除等承認簿（〇〇〇〇教諭分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年7月5日付で行った一部開示決定のうち、10月12日から10月13日までに係る事由欄（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 横浜市教育委員会の一部開示理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された一部開示理由説明書によると、本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立文書の事由欄のうち職務の遂行情報に該当しない情報については、個人に関する情報であり、個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。また、職務遂行の内容に係る部分ではないことから、本号ただし書ウには該当しないので、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消す、との裁決を求める。平成16年10月12日、13日の非開示部分の取消しを求める。
- (2) 春夏冬と長期の授業のない日があるので、わざわざこの時期に職免を認めなければならない理由は、どのように税金を使われているか知る権利があると思う。個人的なことであれば、年次休暇をとるべきである。

- (3) 職免で非開示というのは病気などの個人情報が出てはいけないということだと思うが、今回の場合は秋休みを利用して、ちょうどこの時期に職免を取るということはとても不思議なので審査請求したものである。病気などで本当に再検査が必要であれば、秋休みに偶然職免を取るというのはあり得ないので、この職免は不当だと思う。開示してもらわなければ不当かどうか分からない。秋休みというのは子供たちの休みであって、先生の休みではない。わずか数日間に2日休むというのはおかしい。できればこのときに話合いを持ちたいという保護者もいると思う。
- (4) 病気の名前を知りたいということではなく、個人情報の細かいところが知りたいというのではない。なぜ、この時期に校長が職免を認めたのかということである。一般的に言えば、秋休みに職免が続くということはおかしいことである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、市立小学校に勤務する特定教員に係る平成16年度職務専念義務免除等承認簿であって、学校名、職名、氏名、校長印、月日、職務専念義務免除の予定時間及び実時間、遅参・早退、その他並びに事由の各欄で構成されている。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書ウでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しないことができる個人情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は、個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であり、職務遂行の内容に係る部分ではないことから、非開示としたとしている。

ウ 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第

16号) 第2条及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年8月横浜市人事委員会規則第7号)の規定に基づき、任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができる。

本件申立文書は、教職員が職務に専念する義務の免除の承認を受ける際に用いられ、記録された情報から特定教員の職務専念義務の免除の状況が明らかになるように記載されたものであり、日付、事由等の欄に記録された各情報を含め、その職名及び氏名の各欄の情報と結びついており、特定の個人が識別され得る情報ということができる。しかしながら、条例の趣旨及び目的からすれば、市の職員の公務遂行に関する情報は、当該職員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、当該職員が本号の個人に当たることを理由に非開示情報に該当するということはできないものと解すべきである。

エ 職務専念義務は、公務遂行に当たっての基本的な義務であり、この職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報というべきである。しかしながら、職務専念義務の免除の事由については、厚生事業への参加等の具体的内容についても明らかになるものであることから、記載内容に公務とは直接かかわりのない職員個人の私事に関する情報、すなわち医療機関への通院状況や地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条第8項の規定に基づく適法な交渉への参加状況のような職員個人の健康、生活の方針、態度等に関する情報が含まれている場合は、公務遂行に関する情報とは言えず、非開示とすべき個人情報に当たると解される。

オ この点を踏まえ、当審査会において本件申立文書を見分したところ、本件申立部分は当該教員の勤続年数に関連する記述であるため、これを開示すると採用年度が推測され、ひいては当該教員の年齢をも推測され得る情報であると認められる。しかし、最高裁判所平成15年11月21日第二小法廷判決(平成12年(行ヒ)第334号公文書非開示決定取消請求事件(最高裁判所民事判例集57巻10号1600頁))では公務員の採用年月日は公務遂行に関する情報と判断されており、また、そもそも勤続年数は公務に従事したことを示し、採用年度は公務への従事の開始時点を示すものであることから、単に当該教員の年齢が推測され得ることをもって本件申立部分に公務とは直接かかわりのない職員個人の私事に関する情報を含んでいると判断することはできない。また、本件申立部分には、当該教員の健康、生活の方針、態度等に関する情報が含まれているとは認められない。したがって、

本件申立部分は、当該教員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であると判断され、本号ただし書ウに該当することから、非開示とすべき個人情報には当たらない。

カ なお、条例第13条第1項では、非開示理由は「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。このような理由付記の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁情報非開示決定処分取消請求事件））。

本件処分の一部開示決定通知書においては、教育長は、非開示とする部分の概要を「職務遂行情報に該当しない項目」と、根拠規定を適用する理由を「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別し得るため」と記載している。このように非開示部分の概要が明確でない上に単に根拠規定を書き記したものでは、開示請求者において非開示理由を了知し得るものとは言えない。したがって、非開示理由の記載に当たっては、いかなる事実を認定して開示しない旨の決定をしたのかがそれ自体から開示請求者に理解されるものであるべき旨を付言しておく。

### (3) 結論

以上のとおり、教育長が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年8月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年9月8日	・部会で審議する旨決定
平成17年9月16日 (第10回第三部会) 平成17年9月22日 (第69回第一部会) 平成17年9月30日 (第71回第二部会)	・諮問の報告
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	・審議
平成17年11月24日 (第73回第一部会)	・審議
平成17年12月8日 (第74回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成17年12月22日 (第75回第一部会)	・審議
平成18年1月12日 (第76回第一部会)	・審議